

| Title        | ウイグル文供出命令文書の機能に関する再考察                  |  |  |  |
|--------------|--|--|--|--|
| Author(s)    | 松井,太                                   |  |  |  |
| Citation     | 内陸アジア言語の研究. 2018, 33, p. 109-134       |  |  |  |
| Version Type | VoR                                    |  |  |  |
| URL          | URL https://hdl.handle.net/11094/71368 |  |  |  |
| rights       |  |  |  |  |
| Note         |  |  |  |  |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# ウイグル文供出命令文書の機能に関する再考察

松井 太\*

#### 1. 序論

本稿のいうウイグル語文献・ウイグル語文書とは、トゥルファンを中心とする東部天山地方および敦煌ほかの甘粛河西地域において、いわゆるウイグル文字で記された古代ウイグル語の文献をさす。ウイグル語文献は、総体的には、ウイグル遊牧民がモンゴル高原から西遷して東部天山地方に西ウイグル国を建てた西暦9世紀後半から、モンゴル世界帝国の支配下に組み込まれた13-14世紀に属する。15-16世紀初頭にかけて東部天山地方はほぼ完全にイスラーム化し、ウイグル語文献もトゥルファン地域からはほぼ消滅することとなる。この点に鑑みれば、いわゆるトゥルファン・敦煌出土文献資料群のなかで、ウイグル語文献は最晩期の資料群を構成するものとして、イスラーム化以前の中央アジア史の展開の一つの帰結を反映するといえる。

ウイグル語文献の大多数は宗教(仏教・マニ教・キリスト教など) 典籍類であるが,特にトゥルファン地域からは少なくない数の世俗文書類も発見されている. これらのウイグル語世俗文書は発掘将来後のごく早い時期から,9-14世紀のウイグル社会史さらには中央アジア史を再構成するための第一級史料として注目され,文献学的解読とともに歴史研究への利用が試みられてきた.

歴史資料としてのウイグル語世俗文書の中で研究上の関心を最も多く集めてきたのは契約文書である。これは、早くから書式の類型化を通じて内容理解が進展したこと、個々の文書に含まれる情報量が比較的多いこと、さらにはウイグル文契約文書が時代的に先行する唐宋時代の漢文契約文書をひな型として成立したことが論証され、研究方法論上の指針・枠組みが定められたことが大きな要因である。これらのウイグル文契約文書の研究は、ウイグル現地住民の法慣行・社会慣行、経済状態、文化要素などについて、豊富な成果を挙げてきた(1)。

しかしながら、ウイグル語世俗文書の中には、契約文書以外にも、さまざまな内容をもつものが存在する。つとに山田信夫らは、諸種のウイグル語世俗文書の内容分類について、公文書・私文書に二大別することを提案した [表 1 参照]。ここでは「公文書」・「私文書」という区別の基準は明言されていないものの $^{(2)}$ 、この二分法は個々の出土文書を分析するにあたっては有効性を認めら

<sup>\*</sup> 大阪大学大学院文学研究科教授(MATSUI Dai, Professor at Graduate School of Letters, Osaka University)

<sup>(1)</sup> ウイグル文契約文書に関する研究史については、さしあたり、山田 1975; 山田・小田・梅村・森安 1988; Matsui 2009b, 44-47 を参照。また、筆者はモンゴル時代史史料としてのウイグル語文書に関する導論を準備しており、そこでも主要な研究成果を整理している [Matsui, forthcoming].

<sup>(2)</sup> 一般に私文書とされるウイグル文契約文書も、場合によっては公的な証憑として機能することがあった可能性については、 荒川 1994, 117–118 を参照.

| 表 1  | 古ウィ | ′グル語世俗文書の分類 |
|------|-----|-------------|
| 1X I |     |             |

| 衣! ログリグル品に旧文音のガ焼               |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 1. 公文書                         | 2. 私文書                                      |  |
| 1.1 詔勅, 行政・軍事上の指令書(告身を含む)      | 2.1 契約文書 (遺言状を含む)                           |  |
| 1.2 国信                         | 2.2 領収書                                     |  |
| 1.3 赦免状・認可状・公験(公券)・度牒・過所・身分証明書 | 2.3 手紙・荷札・送り状                               |  |
| 1.4 税金領収証                      | 2.4 台帳・帳簿・控え・目録・一覧表                         |  |
| 1.5 上奏文・嘆願書・申請書                | 2.5 祈願文・廻向文・奉献文 (奥書を含む)                     |  |
| 1.6 報告書・申告書・手実・登記              | 2.6 その他                                     |  |
| 1.7 戸籍・台帳・帳簿・リスト               | ※主に SUK II, ix–xi による.また,山田・                |  |
| 1.8 祈願文・祝祭文 (奥書を含む)            | 小田・梅村・森安 1988, 10-11; VOHD 13,21, 15-16 も参照 |  |
| 1.9 その他                        |   |  |

れ、現在ではおおむね受け入れられている [cf. VOHD 13,21, 15–16]. さしあたり、ウイグル語の「公文書」については、最上層にはウイグル王族(後にはモンゴル帝室)・将相を戴き、末端ではウイグル現地住民と接触するような下級官吏から構成される「公権力者」層が、支配活動・行政運営のために作成・発行する文書、と大まかに規定することが許されよう<sup>(3)</sup>. これらのウイグル文公文書についての分析により、主に契約文書の分析から進められてきたウイグル社会史像を、より多面的に再構することが可能となる。

さて表1の分類中の「1.1 詔勅,行政・軍事上の指令書」には、ウイグル公権力が種々の物件(金銭や人的労働力をも含む)の供出を支配下住民に命令する行政文書、すなわち供出命令文書が含まれる。公権力による種々の財の徴発とは、広義には税役ととらえることができる。従って、これらのウイグル文供出命令文書は、10-14世紀のウイグル王国の税役制度や関連する諸制度(土地制度、住民編成・村落制度、交通制度など)、それらの諸制度を機能させる文書行政を考察していくうえで第一級の価値をもつ。

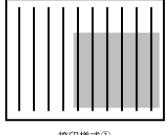
このような視点から、筆者は、ウイグル文供出命令文書の資料集成とテキスト校訂、さらにそれに基づく歴史再構成作業を、一連の拙稿において進めてきた[本稿文献目録参照]. それらの拙稿では、ウイグル文供出命令文書による物件供出・徴発が基本的には臨時税・非正規税の性格をもち、その負担は場合によっては正規・所定の税役に充当・換算されることを解明してきた[松井1998a; 松井1998b; 松井2002].

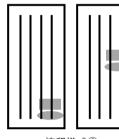
ただし、それらの物件徴発=臨時税・非正規税の負担が、ウイグル住民の負担すべき税役のなかにどのように位置づけられるのかは、なお不明である。また、公文書としてのウイグル文供出命令文書を作成・交付・運用していた支配体制・文書行政システムの実態・性格についても、やはり未解明の点が多い。そこで本稿では、物件供出・物資徴発命令という側面だけでなく、ウイグル社会において供出命令文書が果たした機能をさらに詳細に分析することを試みる。

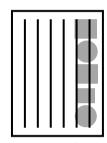
<sup>(3)</sup> ウイグル語文書にみえる公権力者層については、梅村 1977b の分析を参照.

| 文書群    | 相対的年代                     | 捺印様式         | 参考文献                 |
|--------|---------------------------|--------------|----------------------|
| A1-A3  | 西ウイグル時代(10–12 世紀)         | <u>∩4</u> -¥ | Cf. 松井 2010          |
| B1-B8  | モンゴル帝国(「大蒙古国」時代:1259 年前後) | 様式①          | Cf. 松井 2015a(B1-B4)  |
| C1-C11 | イネチ文書・オグリネ文書(13 世紀)       |              | Cf. 梅村 1977a(C1–C4)  |
| D1-D20 | 元代(13 世紀~1320 年代)         | 様式②          | Cf. Matsui 2009 (D)  |
| E1-E14 | ケルシン・ヤリン文書(1319?-1322?)   |              | Cf. 松井 2003 (E)      |
| F1-F10 | チャガタイ=ウルス支配時代(1320年代後半以降) | @4-¥4        | Cf. 松井 2002          |
| G1-G20 | 「クトルグ印文書」(1349?-1362?)    | 様式③          | Cf. 松井 1998b(G2-G16) |
| H1-H13 | 年代不明(おおむねモンゴル時代)          | -            |                      |

表2 ウイグル文供出命令文書の分類と相対的年代比定「Matsui 2014]







捺印様式①

捺印様式②

捺印様式③

特に筆者は、西ウイグル時代からモンゴル時代のウイグル社会で施行された税役制度や住民編成制度の分析には、唐の直轄支配下のトゥルファン地域で施行された諸種の唐制との比較検討が有効であることをも示した [松井 1998a, 043-048; 松井 2017, 293-299]. この点をふまえ、本稿では、ウイグル文供出命令文書を機能させた税役制度・支配体制の特徴を、豊富な研究蓄積をもつトゥルファン出土漢文文書による唐代のトゥルファン・中央アジア支配体制とも比較しつつ考察するものである。

#### 2. ウイグル文供出命令文書の書式と一次的機能

現時点で、筆者が確認し得たウイグル文供出命令文書は合計 99 通である。この 99 通は、書体、捺された公印の形態的特徴や捺印様式、いくつかの特徴的な書写上の体例、言及される人名や地名に基づいて、8 種(A~H)の文書群に分類することができる。さらに、各文書群には、歴史的人名や閏月記載などによって絶対年代を特定できる文書が含まれており、それを起点に各群におおよその年代を与えることができる。この点についてはすでに拙稿 [Matsui 2014] で詳論しているので、その概要を上掲の表 2 に示す(4).

<sup>(4)</sup> 捺印様式は、大型の朱方印 1 顆のみ (①)、1~3 顆の小型の長方形・楕円形墨印を文末の命令文言に重ねる形で捺すもの(②)、1~6 顆の墨方印・墨円印(方・直径は 2.5–3 cm 前後)を文書末尾の上端から捺すもの、に分類される。本文上掲の概念図を参照。

一方で、これらのウイグル文供出命令文書が総体としてほぼ共通する書式を有することも、や はり一連の拙稿において論じた通りである「松井 1998a、032; 松井 1998b、11-13; 松井 2002、94-100; 松井 2003, 55-57; Matsui 2009, 344-345; 松井 2010, 33-35; Matsui 2014, 613-616; 松井 2015a, 60-61]. 以下に、上掲 A~H の文書群からそれぞれ 1 例を抽出し、その書式の共通性を確認する (日本語訳の丸数字は原文書の行数を示す 以下同じ)

## **A1** U 5329「松井 2010, Text A]

『猪年第三月「初(旬の)]一日に.

...(1)十二支獣紀年・月日

②長老たちの

...(4)供出負担者

1頭の旅行「馬を]

...(3)供出物件とその数量

②大海(道)の道案内人に

...(2)物件供出の理由・目的

供出せよ.

...(5)命令文言

#### **B3** SI 6554 (3) 「松井 2015a, Text B3]

□アリク=ブケの「命令により (varliy-indin)]. …権威の所在<sup>(5)</sup>

②羊年(1259)第十月③十一日に

...(1)十二支獣紀年・月日

ブドウ酒を圧搾させに@来るクラン使臣・カ …(2)物件供出の理由・目的

ラ。使臣・ソグドゥ使臣。たちへの,

城市で騎乗すべき。6頭の駅伝馬のうち、

...※行政側の総必要数

バチャガ=®タルカンの百戸(内)のボルミシ ユ=๑タズが,

...(4)供出負担者

1頭の馬を2日間@供出して,

...(3)供出物件とその数量

3銭の銀の⑩クプチル税に換算せよ.

...(5)命令文言

## C4 SI 3Kr. 29a [松井 2017, 文書 F]

⊕犬年第八 [月] 初 (旬の) ②四日に.

...(1)十二支獣紀年・月日

キュセンチュクは2人の男,

...(4)供出負担者・(3)供出物件とその数量

③トゥルミシュは1人の男,

...(4)供出負担者・(3)供出物件とその数量

アルプ=トグリルは@2人の男,

...(4)供出負担者・(3)供出物件とその数量

イネチは2人の男,

...(4)供出負担者・(3)供出物件とその数量

エリクは⑤1人の男,

...(4)供出負担者・(3)供出物件とその数量

オリュク=トグリルは1人の男.

...(4)供出負担者・(3)供出物件とその数量

 $<sup>^{(5)}</sup>$  この「権威の所在」は例外的な記載項目であり、既知の用例の限りではモンゴル皇帝以外のチンギス王族 に言及する。上掲訳文の「命令により (yarlīy-indīn)」という文言は、実際には記載されていない。これは、 モンゴル帝国支配下各地域の公文書においては yarliy~M. jarliy「命令」の語は至高の権威者としてのモン ゴル皇帝の命令(漢訳では「聖旨」)に限定されるという理念があり,特に大元ウルス(元朝)支配期には その他の王族への使用が回避されたためである [松井 2015a, esp. 72-76].

⑥トルグ・エドギュ=トグリル・「・・・・」・

®セヴィンチがあわせて1人の男

(4)供出負担者・(3)供出物件とその数量

「彼らを?」みな・・・・®のために労働させよ. ...(2)物件供出の理由・目的・(5)命令文言

**D9** 74TB60:3 [Matsui 2009, Text I]

の牛年第十一月初(旬の)九日に.

...(1)十二支獣紀年・月日

。にンドゥ使臣の通常馬どもに。与えるべき

...(2)物件供出の理由・目的

20 束の草・2 石の麦ワラのうち.

...※行政側の総必要数

④ボケン=シェリが

...(4)供出負担者

10 東の草を供出せよ

...(3)供出物件とその数量・(5)命令文言

E3 Ch/U 7213v + \*Ch/U 9003v [cf. 松井 2003, Text E; VOHD, 13,28, No. 192] (6)

『猿年(1320?)第七月初(旬の)二日に、

...(1)十二支獣紀年·月日

イェスデル使臣への、テケ=テピズ(Täkä-

Täpiz) に出発するための。旅行用食糧である

...(2)物件供出の理由・目的

2 斗の麺粉を

...(3)供出物件とその数量

ケルシンとヤリンたちが供出せよ。

...(4)供出負担者・(5)命令文言

③10 斤のトショウも供出せよ。

...(3)供出物件とその数量・(5)命令文言

1斤の肉も供出せよ

...(3)供出物件とその数量・(5)命令文言

**F5** SI 3131(a) (Kr IV 604) [Литвинский (ed.) 1992, 351; 松井 1998a, 030–031]

の羊年第十一月二十二日に.

...(1)十二支獣紀年・月日

②クト=ベグ使臣へ分例(käsig aš)として③供

出すべき

...(2)物件供出の理由・目的

1頭の羊と1斗の④麺粉を

...(3)供出物件とその数量

アヤガ=ブカの十戸 (onï) が

...(4)供出負担者

供出して、⑤第9番役に換算せよ.

...(5)命令文言

G10 U 5303 [cf. 松井 1998b, Text 9]

□鼠年(1360?) 戒月(=第十二月) ②六日に、 …(1)十二支獣紀年・月日

アル=ブカ使臣に、。徴求によって与えるべき …(2)物件供出の理由・目的

1 斗 (qap) の<sub>④</sub>ブドウ酒を,

...(3)供出物件とその数量

南 (門) のサリグの十戸 (altin sariy oni) が …(4)供出負担者

の供出して、第9番役のに換算せよ.

...(5)命令文言

<sup>(6)</sup> 文書の上半部をなす Ch/U 7213v は松井 2003, Text E として公刊したが, この間に下半部分 (\*Ch/U 9003v) の写真複製が発見された.

**H6** U 6160 [cf. Raschmann 1995, Nr. 51]

□□年□月初(旬の)六日に.

...(1)十二支獣紀年・月日

②・・・・=ベグに、クトルグ=カヤ大師が③持って

行ったブドウ酒の代価®として支払うべき棉

布のうち.

...(2)物件供出の理由・目的

トガンが®調達した行糧(aṣuq)以外に、

南 [門の] 6 ……が, 1棉布,

ブドウ酒を注ぐ。 [4] 革袋,

調達した行糧・・・・・・®1棉布を,

...(4)供出負担者・(3)供出物件とその数量

すべて供出せよ.

...(5)命令文言

これらのウイグル文供出命令文書は通時的に異なる時期に編年されるが、その書式はおおむね 共通するとみなせる。すなわち、冒頭に(1)十二支獣紀年・月日が記され、続いて(2)物件供出の理 由・目的、(3)供出物件とその数量、(4)供出負担者、が場合によっては順序を変えつつ記され、末尾 の(5)命令文言が記された上で、公印(官印)が押捺される。この点から、書式に即する限り、供出 命令文書は、西ウイグル時代の10世紀頃からモンゴル時代の14世紀後半に至るまで、ほぼ共通 する機能を有したと考えることができる。

供出命令文書の機能を考える上でまず着目すべきは末尾の命令文言である。すなわち、単純に「《物件》を供出せよ(berzün)」という命令文言をもつもの(前掲の諸例では A1, D9, E3, H6)と、「《物件》を供出して、《税役名称》に換算せよ(tutzun);《物件》を供出して、《税役名称》の額に充当せよ(san-ïnta tutzun)」という文言をもつもの(B3, F3, G4)に二大別される。つとに筆者は、前者の書式を「物件供出単独型」、後者を「正税・正役代納型」と設定した[松井 2002, 94–97; cf. 松井 1998b, 11–12]。後者において、物件供出によって代納される「正税・税役」としては、クプチル税(qupčir < M. qubčiri)・地税(tsang ~ sang)・食糧(azuq)・駅伝馬(yam at)・番役(käzig)などが在証される「Matsui 2014, 623–625]。

なお上掲 C4 は、男丁の徴発を命じるもので、命令文言「労働させよ(išläzün)」の直前の原缺部分にこの男丁徴発の目的が記されていたと推測できる。ここに徭役・夫役をさす術語(例えば qalan「カラン」など)もしくは男丁の労働によって換算・代納される物納税が記されていれば<sup>(7)</sup>、それは正税・正役(の一部)を負担させる供出命令文書とみなすことができる。

また記載項目の(2)「物件供出の理由・目的」では、多くの馬合、物件の供出先となる人名(公権力者)やその任務、さらには供出物件の用途や、場合によっては実際の負担額以外の必要総額などが、きわめて具体的かつ詳細に記されることも大きな特徴である。この点は、供出命令文書による

<sup>(7)</sup> 西ウイグル時代からモンゴル時代のウイグル語文書に在証される各種の物納税・銭納税や徭役・夫役の名称については、松井 2002, 92–94 に列挙した。この時点では税役の性格は十分に把握できていなかったものの、その後 Matsui 2005, 78 において体系的な位置づけを試みている。

物件徴発があくまで臨時・非正規のものであり、住民が本来負担すべき「正税・正役」の枠外にあ ったことを明示する「松井 2002, 98-100]

さて筆者は旧稿で、上述のような「物件供出単独型」・「正税・正役代納型」という書式分類を示 しつつ、「ウイグル文供出命令文書の本質的なあくまで物件の供出命令にあり、物件の供出が「正 税・正役」に代納されるか否かは二次的な相違である」と論じた「松井 2002, 97〕。ただし、供出 命令文書による物件徴発システムにおいて、このような書式の相違がどのように発生したのか、 あるいは「物件供出が「正税・正役」に代納されるか否か」がどのように決定されるのか、という 点までは論じ得なかった。以下、節を改めてこれらの問題を検証する。

## 3. ウイグル文供出命令文書と領収証

前節に掲げたウイグル文供出命令文書のうち, C4 (SI 3Kr. 29a: 松井 2017、文書 F) は、いわゆ る「イネチ文書」群に属する 「イネチ文書」とは、いずれもイネチ(Īnäči)という人物が登場す る 10 通のウイグル語世俗文書で、ほぼ 13 世紀のモンゴル時代に属するものと考えられる[梅村 1977, 020-022] 筆者の考えでは、このイネチ文書のうちさらに 3 通(C1-C3)を、ウイグル文供 出命令文書と共通の性格をもつ文書として扱うことができる「Matsui 2014」。以下にそれら 3 通の テキスト・訳文を対照させて掲げる.

C1 SI 3Kr 30b [cf. Matsui 2014, 619; USp, No. 119]

1 (qo)[y](n) yïlqï inäči-ning tsang- ①羊年のイネチの地税

2 [-qa] qudyu tarïy-ta tört

∞として納入<sup>(8)</sup>すべき主穀 (=小麦) のうち, 4

3 [bat](man) min S[](...) samqa?-qa

③ [斤] の麺粉を, ・・・・・サムカ(?)に

4 (ber)[ip] (a)şuq san-ïnta tutzun

④供「出して」、行糧の額に充当せよ.

## C2 SI 3Kr 30c [cf. USp, No. 121]

- yïl]qï inäči-ning tsang-qa qut(γ)[u]
- 2 [ üü](r) bilä iki šïy tarïy tägdi yan-[a]
- 3 [ ] iki küri tarïy tsang-qa qutdï b[o]
- 4 [tamya] (biz) turmïš tägirmänči bačay olar-n[ïng ol]

□□年のイネチの地税として注入すべき◎・・・・のキビと2石の主穀(=小麦)が至った (=納められた)。また $\mathfrak{g}$ ·····2 斗の主穀 (=小麦) を地税として納入した。この $\mathfrak{g}$  [印 鑑は、私達トゥルミシュ、テギルメンチ、バチャグたちのものである。

<sup>(8)</sup> Uig. qud-「注ぐ,注入する」は税糧などを「納入する」意でも用いられ,モンゴル語にも tüšür-「注ぐ,注 入する」と透写された [松井 1997, 29-31].

C3 SI 3Kr 29b [松井2017, 文書G; cf. USp, No. 123]

it yïl[qï] ts(an)[g]-qa q(ut)[γu üür]
 tä inäči [üč] küri üür K'D[]
 σのうち、イネチは[2] 斗のキビ、・・・・

3 [ ]süčük üč küri yar oyu(l) ③・・・・・は 3 斗, ヤル=オグルは

4 iki küri üür birlä säkiz @2 斗のキビ, 合計

6 bašlap kä(l)miš bayan-lar-qa berz- ®頭として来到した貴人たちへ供出

7 -ün bo (t)[a](m)ya (b)[iz] (t)sangči-lar- のせよ. この印鑑は、私達、収税更たち

8 -ning o(l) ®のものである.

C4 文書の書式がその他のウイグル文供出命令文書とおおむね共通することは前述の通りである。 しかしながら、同じくイネチ文書に属する C1・C3・C4 は、いずれも地税(tsang $\sim$ sang) (9) に関連するものであるが、標準的な供出命令文書とは異なる書式を有する。

まず C1 は「羊年のイネチの地税(tsang~sang)として納入すべき主穀(=小麦)のうち」、また C3 は「犬年の地税として納入す [べきキビ] のうち」という文言で始まる.この点は、同じくイネチ文書に属する C4 を含むその他のウイグル文供出命令文書の多くが、冒頭に十二支獣紀年・月・日を明瞭に記すのとは異なる.

ただし C1 の末尾の「行糧の額に換算せよ((a)ṣuq san-ïnta tutzun)」という文言は、「正税・正役 代納型」の命令文言とおおむね並行する。破損欠落のため本文書の全体の文脈は把握しづらいも のの、本来は地税として納入すべき主穀(=小麦)や麺粉・麦ワラなどを、地税とは別に徴発される「行糧」 $^{(10)}$ として供出することを命じるものと考えてよかろう。

また C3 文書は、本来は地税として納入すべきキビを、一部を不時に到来した貴人に供出することをイネチと他 2 名 $^{(11)}$ に対して命じるものである。第 6 -7 行の命令文言「供出せよ(berzün)」から、筆者のいう「物件供出単独型」の供出命令文書とみなせる。ただし、この命令文言に続けて「この印鑑は、我々収税更たちのものである(bo tamya biz tsangči-lar-ning ol)」という文句が追加されていることも注目される。すなわち、この C3 文書の捺印者=発行責任者は収税更たち(tsangči-lar)であったことになる [松井 2002、104]。

C2 文書も、C1・C3 と同じく「 $\Box$ 年の(イネチの)地税として注入すべき」という文言で始まる。しかし、この C2 は、供出命令文書に一般的な「《物件》を供出せよ(berzün)」あるいは「《物件》を供出して、《税役名称》に換算せよ(tutzun)」という命令文言を持たず、イネチのキビ(üür)

<sup>(9)</sup> モンゴル時代の地税 (tsang ~ sang < Chin. 倉) は土地所有を基準として、年単位で農業生産物の納入を課したものとみられる [松井 2004c, 8-9, 15-21; Matsui 2005, 72-78].

<sup>(10)</sup> Uig. azuq の原義は「食糧,旅行用の食糧,携帯食糧」である [cf. 松井 2003, 64]」。ここでは「行糧」と 試訳し,軍人や使節の移動・往来のために支給される食糧と想定しておく。供出命令文書 D4 (\*U 9257: VOHD 13,28, No. 200) には sang azuq「倉の食糧,倉糧」という熟語も在証されるが [Matsui 2014, 624],本文書の文脈からは地税(tsang~sang)とは別個の税目を指すと考えられる。

<sup>&</sup>lt;sup>(11)</sup> 本処のイネチとその他の 2 名は, 同一の連保 (borunluq) に属していた可能性がある [松井 2017, 294–296].

や主穀(tariy, 実態としては小麦)の納入の事実と、また文末には捺印者としてトゥルミシュ・テギルメンチ・バチャグの3人の名が記される。全体の文脈に鑑みれば、この3名は、C3の収税吏(tsangči)と同様にイネチから地税としての穀物を受領した官吏であり、このC2文書は、地税を納入したイネチに、この3名が交付した領収証・納税証明書とみなされる。つまり、厳密にはC2は正規・非正規の税役に関係して物件の供出を命じる行政文書とはみなせない。

以上の検討をまとめれば、イネチ文書 4 通のうち、C1・C3・C4 は供出命令文書とおおむね共通 する命令文言をもつ。しかし C1・C2・C3 は冒頭の年月日の記載様式が異なる。また C2 は厳密に は地税の領収証とみなすべきでありながら、その末尾の文書発行責任者の捺印の記載は C3 の末尾 の文言と共通する、ということとなる。

次に、これらイネチ文書と同様の書式上の特徴をもつ文書群として、C5-C8を検討する.

## C5 \*U 9259 [Matsui 2014, 619; cf. VOHD 13,28, Nr. 202]

1 küskü yilqi ögrinä-ning bir yarim ⊕鼠年のオグリネの 1.5 ②両のクプチル税銀

2 stir qupčir kümüš-in män älik alïp を、私エリクが受領して、。駅伝馬の賃借料と

3 ulay tär-in-gä bertim bo tamya mäning'ol して支払った.この印鑑は私のものである.

# **C6** \*U 9255 [Matsui 2014, 619; cf. VOHD 13,28, Nr. 193]

1 küskü yilgi ögrinä-ning qupčir kümüš- ① 鼠年のオグリネのクプチル税銀

2 -intä mïsïra-nïng at-lär-in-gä üč ②のうち、ミシラの馬のための 3

3 bagir kümüš {....} berip san-inta ③銭の銀を供出して、その額に

tutzun <sup>④</sup>充当せよ.

## C7 \*U 9258 (cf. VOHD 13,28, Nr. 201)

4

5

1 küskü yïlqï ögrinä-ning <sub>①</sub>鼠年のオグリネの

2 qupčīr kümüš-intā altīn-a- ②クプチル税銀のうち, アルティナ

3 -nïng at tär-in-gä iki <sup>3</sup>の馬のために, 2

4 baqïr kümüš berip san- ④銭の銀を供出して、その額

-ïnta tutzun ⑤に充当せよ.

### **C8** \*U 9256 (cf. VOHD 13,28, Nr. 194)

ud yïlqï ögrinä-n[in]g bir yarïm ①牛年のオグリネの 1.5

2 stir qupčir män čayan alip ②両のクプチル税(銀)を, 私チャガンが受領して

3 yam-ta käčär barïr elči-ning ul[ay-] ®駅站を往来する使臣の駅伝馬

4 -ïn-ya bertim bo nišan mäning ol <sub>④</sub>として支払った. この略花押は私のものである.

5 quš qar tamya yaqşun ⑤クシュ=カルが捺印するように.

この4通は、いずれもオグリネ(Ögrinä)という人物がクプチル税(qupčir)として銀を納入することに関係する。C5・C6・C7の「鼠年」がいずれも同一年、そしてオグリネが同一人物であることはほぼ確実である。C8にみえるオグリネの「牛年のクプチル税」は1.5両(stir)とされ、C5での「鼠年のオグリネの1.5両のクプチル税銀」と同額なので、C8のオグリネも同一人物であり、また牛年はC5・C6・C7の鼠年の翌年とみなしてよかろう。これらの諸点に鑑みれば、C5-C8の4通を「オグリネ文書」と称することができる<sup>(12)</sup>。

クプチル税は、モンゴル帝国時代にユーラシア東西に導入された税であり、特に東トルキスタンやイランの都市・定住地帯では軍隊や駅伝制度の経費を賄うための人頭税として、担税能力に応じて年単位で税額を定めて銀納させ、追加徴収をしないことを原則とした [本田 1961a,本田 1969=本田 1991,287-290,209-211]. しかしその原則は必ずしも遵守されず、モンゴル支配下のウイグル王国においても、不時に往来する使臣その他の公権力者の便宜のため、実用される馬匹などを供出し、これを銀建てのクプチル税額への換算が逐次に行なわれていたのが実情であったことは、拙稿で扱った B1-B4 文書からもうかがえる [松井 2015a, B1-B4; cf. 松井 1998a, 035-037].

ここに掲げた C5-C8 の 4 通はいずれも、クプチル税に関連して駅伝馬(ulay)・馬匹(at)の調達に言及しており、B1-B4 文書と同様に、ウイグリスタンでのクプチル税が駅伝制度の運用のために賦課されたことを傍証する。C6 のミシラ(Mïsïra)、C7 のアルティナ(Altīna)は駅伝を利用する公権力者とみなしてよかろう。なお C5・C8 では、オグリネは銀 1.5 両(=60 g)をクプチル税して納入している。これは、C6・C7 の納税額(それぞれ 3 銭=12 g、2 銭=8 g)や (13)、さらには B1-B4 文書での馬匹供出による逐次の換算額(銀 1.5 銭=6 g ~3 銭=12 g)と比して高額である。C5・C8 の 1.5 両とは、おそらくオグリネに課されたクプチル税の年額であろう (14)。C5 のクプチル税納入が年額とすると、同年の「鼠年のクプチル税」とされる C6・C7 は追加徴収ということになり、やはり制度原則が遵守されていないことが示唆される。

さて、C5-C8 の書式に注目すると、C5・C8 は「鼠/牛年のオグリネの 1.5 両のクプチル税」、C6・C7 は「「鼠/牛年のオグリネのクプチル税のうち」で始まる.これは、年・月・日を記さず「□年のイネチの地税」とするイネチ文書 C1・C2・C3 とほぼ共通する.そして C5 ではエリク (Älik)、C8 ではチャガン(Čayan)という人物が、オグリネのクプチル銀を受領したことを証明する内容となっており、イネチ文書 C2 と同様の領収証としての書式をもつ.この点からすれば、このエリク・チャガンは、C2 文書を交付した 3 名(おそらく収税吏)と同様の役割を果たしていたと考えられる.一方、C6・C7 の末尾は「(□銭の銀を)供出して、[クプチル税の]額に換算せよ(berip sanïnta tutzun)」という「正税・正役代納型」供出命令文書の命令文言が用いられる.こ

<sup>(12)</sup> Cf. VOHD 13,28, 195; Raschmann 2008, 132–133; Vér 2017, 298.

<sup>(13)</sup> ただし、B1-B4 文書群と比較すると、C6・C7 で言及される銀の供出は、クプチル税が銀納されるという制度・規定を反映するに過ぎず、実際には馬匹を供出して銀換算していた可能性も残る。

<sup>(14)</sup> M. Vér も C5・C8 に基づいて、モンゴル時代の1人あたりのクプチル税の年額を銀1.5 両と推測する [Vér 2017,298]. ただし本文に述べたように、クプチル税額は財産・担税能力の査定によって等級づけられていたことに留意する必要がある。

の点では、イネチ文書 C1 の書式と共通する。すなわち、地税 (sang) 納入に関するイネチ文書 C1-C3 およびクプチル税納入に関するオグリネ文書 C5-C8 においては、領収証型の書式 (C2・C5・C8) と、供出命令文書の命令文言 (C1・C3・C6・C7) をもつ書式が併存しているといえる。

ここで、これら C1-C8 文書群の機能について、文書の発給過程から考察したい。既に述べたように、供出命令文書 A 文書群・B 文書群の大型の朱方印は、これらの発行を担当した公権力者が相当に高位の者であったことを示唆する [松井 2010, 37; Matsui 2014, 松井 2015a, 61-62]。しかし C1-C8 文書群の印鑑に着目すると、C1-C7では小型の長方形の公印、また C8では略花押(ニシャン nišan)が押字されており、A 文書群・B 文書群のような大型の方印とは異なる [Matsui 2014; 本稿前節参照]。この点からは、C1-C8 文書の発行者は、支配構造のより下位に位置していたと考えられる。彼らはおそらく、物件供出・徴発プロセスの末端にあって、ウイグル住民と日常的に接触する下級官吏か、あるいは百戸(yüzlük~yüz)・十戸(onluq~on)や連保(borunluq)などの住民組織の代表者と思われる [cf. 松井 2002; 松井 2017]。さまざまな臨時・非正規の徴発への対応とその負担を正税・正役として換算・充当するための処理は、このような末端の官吏や現地住民の代表者によって処理されていたのであろう。

その際、供出負担者には物件供出を証明するために領収証が交付されたはずであり、C2・C5・C8 はその実例とみなし得る。一方、「正税・正役代納命令型」の命令文言をもつ C1・C6・C7 も、印鑑の寸法や形態からは、C2・C5・C8 と同様の下級官吏・住民組織の代表者により交付されたと考えられる。C1・C6・C7の「正税・正役代納命令型」の命令文言は、供出負担者の負担がその正税・正役に換算・充当されることを保証するため、あえて明記されたものとみなせる。つまり、書式上は物件供出を命令しながらも、その物件供出の完了は確実に見込まれるものであった(実際には、C1・C6・C7 は領収証と同様、物件供出が完了した後に作成・発給された可能性もある)。そして供出負担者のイネチやオグリネは、これらの供出命令文書や領収証を、物件供出を正税・正役への充当・換算するために必須のものとして保管したと考えられる。

すなわち、領収証としての性格をもつ C2・C5・C8 と、「正税・正役代納型」命令文言をもつ C1・C6・C7、さらに「物件供出単独型」命令文言と領収証と同じく発行者名が記される C3 は、書式上の相違にもかかわらず、いずれも物件供出による「正税・正役」の負担を証明するものとして供出負担者が保管した、という点では、共通する性格を有していたといえる。換言すれば、「正税・正役代納型」供出命令文書は、二次的には領収証と同様の機能を持っていたのである<sup>(15)</sup>。

さらに、税・役との関連が直截に明記されない「物件供出単独型」供出命令文書も、「正税・正役代納型」と同様に領収証としての機能を有していたと考えられる。この点を、C文書群の残りの3通(C9・C10・C11)から検討する[図1参照].

<sup>(15)</sup> つとに Radloff も,「正税・正役代納型」の供出命令文書 B1-B4 や前掲 G10 を「領収証(Quittung)」と解釈していた [USp, 92, 137]. ただし,これは文書のテキストや機能についての十分な考察に基づくものではなく [松井 1998a, 033, 036; 松井 2015a, 72],あくまで本文に示したような分析をふまえる必要がある.

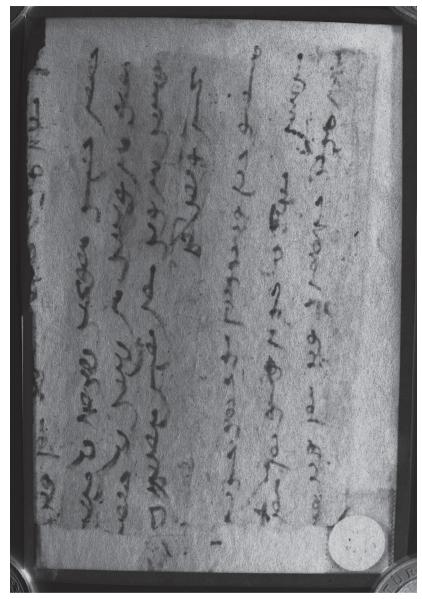
| <b>С9</b> + <b>С10</b> + <b>С11</b> *U 9180_Seite 2 [cf. Тугушева 2013, 101–102; VOHD 13,28, No. 216] |   |  |                       |  |
|---|---|--|-----------------------|--|
|   |   | [MISSING]                              | [前 缺]                 |  |
| C9  |   | [ at]                                  | [馬]                   |  |
|   | 1 | [-l](ar)-ïnda täm(ir) (yast)[uq-ï]     | ⊕どものうち,テミル=ヤストゥキが     |  |
|   |   | bir at berz[ün]                        | 1頭の馬を供出せよ.            |  |
|   |   | [JOINT]                                | [紙 縫]                 |  |
| C10   | 1 | yunt yïlqï qupčïr kümüš-kä elči        | ①馬年のクプチル税銀として,使臣が     |  |
|   | 2 | [q]očo-qa barïr-qa kälir-kä yet[i      | ②高昌に往来する時、7③銭に換えて     |  |
|   | 3 | baqïr-qa bir at ulay altïm män         | 1頭の駅伝馬を私は受領した。私       |  |
|   | 4 | čayan bitdim                           | ④チャガンが書いた.            |  |
|   |   | [JOINT]                                | [紙 縫]                 |  |
| C11   | 1 | taqïγu yïl birygrminč ay yeti yangïqa  | ①鶏年第十一月初(旬の)七日に.      |  |
|   | 2 | ängüränä? elči-kä yar-qa barγu on at-  | ②エンギュレネ(?)使臣への、ヤールに行く |  |
|   | 3 | -lar-ta tämir yastuq-ï bir at berzü(n) | 10 頭の馬③のうち、テミル=ヤストゥキが |  |
|   |   |  | 1 頭の馬を供出せよ.           |  |

ここに連貼された 3 通のうち、C11 は(1)十二支獣紀年・月日、(2)物件供出の理由・目的(「エンギュレネ(?)使臣への、ヤールに行く 10 頭の馬」)、(4)供出負担者(テミル=ヤストゥキ)、(3)供出物件とその数量(馬 1 頭)、(5)命令文言「供出せよ(berzün)」という記載項目をもつ。すなわち、前節に示した「物件供出単独型」の供出命令文書の典型的な書式(e.g., A1, D9, E3, H6)に従っている。また、破損して末尾 1 行のみ現存する C9 も、「テミル=ヤストゥキ(Tämir-Yastuqī)が 1 頭の馬を供出せよ」という文言からみて、C11 と同様に「物件供出単独型」の馬匹供出命令文書であったことは確実である。供出負担者テミル=ヤストゥキも、明らかに同一人物とみなされる。

一方,両者の間に連貼されている C10 は,「馬年のクプチル税として」という文言で始まり,チャガン(Čayan)という人物が馬を受領を証明したことを記し,C2・C5・C8 と同様の領収証の書式に従っている<sup>(16)</sup>. おそらく,馬 1 頭の供出をクプチル税銀 7 銭の負担に換算したものであろう.この領収証 C10 を交付された人物,つまり馬匹の供出負担者は明記されていないが,おそらく C9・C11 と同じくテミル=ヤストゥキであったと推定される.なぜなら,管見の限りでは,連貼された状態で遺存するウイグル文供出命令文書は,しばしば同一人物または共通する集団に属する供出負担者に交付されているからである<sup>(17)</sup>.

<sup>(16)</sup> C8・C10 の発行者のチャガンが同一人物か否かは確証できない.

<sup>(17)</sup> E.g., B1-B4 [松井 2015a]; B7+B8 [Matsui 2015b, 276–277; Vér 2017, 296–298]; D1+D2+D3 (おそらく同一の仏教寺院宛て) [松井 2004c; cf. Тугушева 2013, 40]; F5+F6 [cf. Литвинский (ed.) 1992, 351; 松井 1998a, 030-031]. なお、連貼された C9+C10+C11 の裏面はウイグル王(ïduq qut)に提出された誓詞として再利用されている [VOHD 13,28, No. 121; cf. USp, No. 41]. その提出者名を記した第 2 行末は破損欠落しているが、語頭は L-~'L- と判読できる. 従って、この裏面を再利用したのはテミル=ヤストゥキ (Tämir-Yastuqī)とは別人である.



すなわち、C9・C11 と C10 の 3 通は、書式の上では相違がみられるものの、駅伝を利用する使臣あるいはクプチル税に関わる馬 1 頭をテミル=ヤストゥキという同一人物が供出したことに関係する点で共通する。そして、供出負担者テミル=ヤストゥキがこの 3 通を連貼して保管した理由は、公権力による馬匹徴発に応じた事実を証明するという点で、領収証書式をもつ C10 と「物件供出単独型」の供出命令文書である C9・C11 が共通する機能を有していたことにあると考えられ

る<sup>(18)</sup>. そして、この点を敷延すれば、前節に掲げた A1・D9・E3・H6 をはじめ、C9・C11 と同じ く「物件供出単独型」の一般的な書式をもつ供出命令文書群についても、その物件供出の負担は事後的に何らかの正税・正役に充当・換算され得たと推定される。

このような、各種の負担を事後に別の税役に換算する慣行は、次のウイグル語文書からもうかがえる。以下、先行研究に若干の修正を加えたテキスト・和訳を提示する。

史料 I : MIK III 50 (T II Čiqtim No. 5) [cf. 多魯坤・梅村・森安 1990, 22–24]

1 taqïyu yïl yetinč ay altï otuz-qa <sub>①</sub>鶏年第七月二十六日に.

2 tamyači tariy apiy ängü äsän buqa ②商税徴収係のタリク, アピグ, エンギュ, エセ

3 olar-taqï qoyn yïlqï üč stïr kümüš- ン=ブカ®たちの羊年の 3 両の銀

6 kümüš-in-gä tuḍar män tägmäti @銀に、私は充当する. (しかし) 足りなかったと

7 tesär män čuv körüp san-lašyunča ®私が言うので、領収証を見て計算しあうまで

8 -qï munča-nï bitip bertim bo ®の間, この通りであることを書いて私は与えた.

9 tamya mäning'ol öṣüm bitidim この®印鑑は私のものである.私自身が書いた.

この史料 I は,第 2 行にみえる 4 名の商税徴収係(tamyači)<sup>(19)</sup>から某羊年の商税(tamya)銀 3 両を受領したニキュ(Nikü)という人物が,それを前年の馬年の商税銀に充当しようとしたものの,計算が合わないために会計処理を一旦保留し,領収証(čuv)に基づいて再計算・再確認することを申し合わせたものと考えられる [多魯坤・梅村・森安 1990, 22–24]. そこで確認に用いられる čuv「領収証」とは,おそらく,本稿で紹介した C2・C5・C8 のように,科徴年もしくは年月日・税目(史料 I では商税)・納税額・納税者名を記したようなものであったろう。

この文書からは、羊年の商税を前年分の税額に充当・換算するという会計操作にあたり、「領収証をみて計算しあう(衣uv körüp sanlaš-)」ことが前提とされている。このように、領収証を用いて税の未納額あるいは超過納税額を確認する作業は、商税だけでなくクプチル税や地税その他の諸種の税役についても行なわれていたと推測される。さらに、このような確認作業に際しては、領収証のみならず供出命令文書も参照され、その負担が各種の税役として換算されていたのではなかろうか。前節・本節で論じてきたように、物件供出・納税などを証明するという点で、領収証と供出命令文書は共通の機能を有していたからである。

<sup>(18)</sup> C9・C11 の馬匹供出も、C10 と同様、クプチル税への換算を前提としていた可能性が高い。なお、Тугушева 2013、101-102 も本文書を「乗用馬の領収証 (расписки об аренде ездового животного)」と解釈するが、C9・C10 の命令文言その他の多くの箇所を誤読しており、文書の機能的分析をふまえたものではない。

<sup>(19)</sup> モンゴル支配下のイラン地域においては、商税徴収係 (P. tamġāčī < M. tamyači) は多くの場合、商税の賦課・徴収の実務を担当した下級官吏であり、しばしば上官の知事 (ḥākim) や徴税官 ('āmil) から苛酷な圧迫を被ったという [本田 1961b=本田 1991,329–330]. 史料 I で銀を納入する 4 名の商税徴収係 (tamyači) もおそらくは同様の下級官吏であり、銀を受領したニキュがその上官であったと考えておく.

例えば,クプチル税は年単位で税額が定められ,追加徴収はされないのが原則であった[本田 1961a,本田 1969=本田 1991,287–290,209–211].この原則がウイグル王国でも同様であったことは,C5-C8 冒頭の「 $\Box$  年の(yīlqī)オグリネのクプチル税銀」という記載から傍証される.しかし前述の通り,C5 で鼠年のクプチル税を全納したはずのオグリネは,実際には同年にさらに 2 回 (C6・C7) クプチル税を課されている.「正税・正役代納型」供出命令文書の B1-B4 文書も,同一人物に反復して課された馬匹供出をクプチル税納入に換算するものであった[松井 2015a;本稿第 2 節 B3].これらの供出命令文書や領収証は,後に供出負担者たちが追加徴収の負担を所定の年額に充当・換算する際の証憑としたであろう.

また前掲のイネチ文書 C3 は、某犬年の地税(tsang~sang)として納入すべきキビの一部を不時に訪れた公権力者(bayan「貴族」)のために供出することを命じている。イネチら 3 名の供出負担者は、この「犬年の地税」を最終的に納入するにあたり、所定の税額からこの C3 文書により徴発されたキビの量を差し引くよう求めたはずである。

さらに、C1 文書では、「イネチが地税として納入すべき主穀 (=小麦)」を「行糧 (azuq)」の額 に充当することが命じられていた。C1 を受領したイネチは、この「行糧」としての供出額を本来 定められていた「地税」の総額から控除させるために、この文書を保管したと考えられる。

以上のような C 文書群についての考察により、供出命令文書としては例外的な書式をもつ C1・C3・C6・C7、また命令文言を持たない領収証としての書式をもつ C2・C5・C8 を、一般的な供出命令文書の書式をもつ C4・C9・C11 と併せて同一文書群に含める有効性も理解されよう。

ちなみに、供出命令文書による臨時・非正規の物件供出を記録したとみられる帳簿様のウイグル語文書も、数点確認されている [松井 2002, 104–105, Texts D, E, F, G]. これも、供出負担者の手許で保管されていた供出命令文書が、領収証と同様に、過去の負担を確認・把握するために参照されたことを傍証する.

以上,本節の考察をまとめれば,およそウイグル文供出命令文書によって命令される物件供出は,「正税・正役代納型」・「物件供出単独型」という書式上の差異に関係なく,すべて何らかの正税・正役に充当・換算され得るものであった.少なくとも供出負担者は,そのような物件徴発の負担の充当・換算を期待しており,それゆえにこれらの供出命令文書を領収証と同様に(場合によっては連貼して)保管したとみられる.また C1-C11 文書群の内容からは,そのような充当・換算処理が,行政の末端事務を担当する下級官吏や,あるいは徴税単位となる住民組織(百戸・十戸・連保など)の内部で処理される場合もあったことがうかがえる<sup>(20)</sup>.

なお、供出命令文書が領収証と同様に物件供出を証明する機能を有する以上、保管された供出 命令文書で命じられている物件供出は全て供出負担者により実行されたこととなる。換言すれば、 供出命令文書による物件徴発は、相当の強制力をもって実施されたものとみなし得るのである。

<sup>(20)</sup> モンゴル時代のウイグル社会においては、行政制度・税役制度上の課徴単位とされた十進法的住民組織(百戸・十戸)が必ずしも十分に機能せず、住民が自律的な連帯保証組織としての連保(borunluq)を構成し、その構成員の間で種々の税役負担が調整することもあったと考えられる [松井 2017, 295–296].

# 4. 唐制からウイグルへ

すでに一連の拙稿で指摘してきたように、ウイグル語文献にみられる税目名称・税役関連術語には、唐代トゥルファンで用いられた術語がウイグル語に借用あるいは透写語(calque)として導入され、13~14世紀のモンゴル時代に至るまで用いられたものがみられた(e.g., Chin. 倉 > Uig. tsang~sang「倉→倉糧, 地税」;田租 > tintsui「田租」;番 > käzig「順番→番役, (役の)当番」;番課継布 > käzig bözi「番役棉布」;大税 > uluy berim「大きな税→大税」;長行馬 > uzun ulay「長い駅馬→長行馬」;短行馬 > qïsya ulay「短い駅馬→短行馬」)[松井 1998a, 043–047; 松井 2002, 107–108; Matsui 2005, 70, 78; 松井 2017, 306]。これらの税役制度関連術語は、当然、それらの税役を機能させていた文書行政システムとともにウイグルに導入されたことが推定できる。またウイグル文供出命令文書による物件供出も、広義には税役制度の一環をなす。従って、供出命令文書による徴発や、その正税・正役への充当換算に関わる文書行政の諸側面の考察に際しても、時間的に先行する唐代トゥルファン(西州)地域の状況、特に唐の支配の最末期となる8世紀後半~末葉の状況との比較検討が有効と考えられる。

このような観点から、本節では、トゥルファン地域およびその西方クチャ地域を例として、8世紀後半以降の唐の物資徴発体制をウイグル文供出命令文書をめぐる文書行政と比較する.

トゥルファン地域を含む中央アジア各地に唐が駐屯させていた鎮守軍と軍政機構は、安史の乱 (755-763) とそれに続くチベット (吐蕃) 帝国の河西回廊進出により、8 世紀後半以降には中央政府との直接の連絡・補給を断たれて孤立化し、各地で自給自足的な徴発体制を構築せざるを得なくなった [王永興 1994; 373-425; 荒川 1997, 15-16]. トゥルファン地域でも同様の徴発体制が実施されたことは、いわゆる「周氏一族文書」として知られる領収証(領抄文書、納税抄) 群からうかがうことができる [周藤 1965, esp. 554-558]. 下掲の表 3 は、安史の乱の勃発 (755) 以降の時期に、周氏一族の周祝子・周思温に発給された領収証から、彼らに課された種々の徴発の事例を抽出したものである.

これらの 17 例のうち 14 例では「賒放」(②・③・⑤)ないし「預放」(④~③・⑥)として緤布が科徴されている。「賒放」とは官府が民戸に物資を掛け売り(賒放)して後から緤布を徴収するもの,また「預放」とは官府が民戸に銭物を強制的に貸付けて後に利息をとる制度と考えられている [周藤 1965, 556; 王永興 1994, 424–425]。周祝子には,乾元三年(760)八月には 2 回の賒放(②・③),また同年の上元元年(760)十月から翌年上元二年(761)十月に至るまで計 9 回の預放が課されている(④~⑫)。そのうち④~⑦の 4 回の預放の納入は 1 枚の料紙に断続的に記録されており [小田(編)2003,図版 34],官府が必要に応じて随時・恒常的に住民に預放を課し,布帛を徴発したという状況がうかがえる(21)。 賒放の課徴の状況も,おそらく同様であったと推測される。

一方,周思温は上元元年(760)十月六日に「細緤直銭」と「賒放緤布」とを同時に納入している(⑭・⑮). 唐代トゥルファン地域の行政機関が,自給自足のため,さまざまな名目を設けて頻

<sup>(21)</sup> 王永興 1994, 425 は、④~⑫の「長行預放」を長行坊が実施した預放をさすと考えた。ただし、荒川正晴 (大阪大学) 氏のご教示によれば、この「長行」は預放の常態化を示す表現の可能性もあるという。

|             | 納税者 | 年         | 月日      | 納入物件           | 文書番号         | 録文*1       |
|-------------|-----|-----------|---------|----------------|--------------|------------|
| 1           | 周祝子 | 至徳二歳(757) | 十二月二七日  | 第一限税銭 151 文    | Ot. Ry. 5811 | No. 196    |
| 2           | 周祝子 | 乾元三年(760) | 八月一日    | 赊放緤布 2 段       | Ot. Ry. 5797 | No. 197(2) |
| 3           | 周祝子 | 乾元三年(760) | 八月十二日*2 | 赊放緤布1段         | Ot. Ry. 5798 | No. 197(3) |
| 4           | 周祝子 | 上元元年(760) | 十月卅日    | 長行預放緤布2段       | Ot. Ry. 5795 | No. 201(5) |
| ⑤           | 周祝子 | 上元元年(760) | 十一月八日   | (長行預放緤布)2段     | Ot. Ry. 5795 | No. 201(5) |
| <b>6</b>    | 周祝子 | 上元二年(761) | 正月廿八日   | (長行預放緤布) 1 段   | Ot. Ry. 5795 | No. 201(5) |
| 7           | 周祝子 | 上元二年(761) | 三月五日    | (長行預放緤布) 1 段   | Ot. Ry. 5795 | No. 201(5) |
| 8           | 周祝子 | 上元二年(761) | 四月      | 長行預放緤布1段       | Ot. Ry. 5799 | No. 200(1) |
| 9           | 周祝子 | 上元二年(761) | 六月八日    | 長行預放緤布1段       | Ot. Ry. 5799 | No. 200(2) |
| 10          | 周祝子 | 上元二年(761) | 九月十一日   | 長行預放緤布5段       | Ot. Ry. 5795 | No. 201(4) |
| (1)         | 周祝子 | 上元二年(761) | 十月七日    | 長行預放緤布1段       | Ot. Ry. 5794 | No. 201(3) |
| (12)        | 周祝子 | 上元二年(761) | 十月十日    | 長行預放緤布1段       | Ot. Ry. 5792 | No. 201(1) |
| (13)        | 周祝子 | 宝応元年(762) | 八月廿九日   | 瀚海等軍預放緤布1段     | Ot. Ry. 5833 | No. 202(2) |
| <u>(14)</u> | 周思温 | 上元元年(760) | 十月六日    | 細緤直銭 2,450 文*3 | Ot. Ry. 5800 | No. 198(1) |
| <b>1</b> 5  | 周思温 | 上元元年(760) | 十月六日    | 瀚海軍賒放緤布1疋*4    | Ot. Ry. 5801 | No. 198(2) |
| 16          | 周思温 | 上元二年(761) | 八月二十六日  | 科戸緤価銭 1,100 文  | Ot. Ry. 5792 | No. 201(2) |
| 17)         | 周思温 | 宝応元年(762) | 八月十四日   | 瀚海等軍預放緤布1段     | Ot. Ry. 5832 | No. 202(1) |

表3 安史の乱以降の周氏一族文書の領収証にみえる徴発事例

繁に財物を徴発していた状況がうかがえる。これらはおおむね戸税の一環として賦課され、住民に対しては過重な負担となったと考えられている「周藤 1965: 陳國燦 1999, 473–476〕.

このような繁多・過重な物資徴発は、西ウイグル時代以降のウイグル文供出命令文書による徴発・徴税システムと相通じる側面を有しているといえる。例えば、B1-B4では、1259年己未の七月から十一月にかけて、ボルミシュ=タズという同一人物が4回の馬匹徴発(クプチル税の一部代納)を命じられている [松井 2015a, 61-66]。またオグリネ文書 C5-C7では同一の鼠年に3回のクプチル税納入 [前節参照]、さらにD9-D13ではボケン=シェリ(Bökän šäli)という人物(おそらく仏僧)が、同一の牛年の十一月から十二月の間に最低4回の草料(ot)・麦ワラ(saman)の供出を命じられている [Matsui 2009; cf. 梅村 1981]。偶然性についての考慮が必要ではあるが、ウイグル文供出命令文書による物件徴発が状況に応じて頻繁に実施され得たことは確実である。

次に、公権力による物件徴発が、当初の予定とは別の税役の負担として換算されるという状況 を示すものとして、やはり周氏一族文書に属する次の資料を掲げる。

史料 II: 唐広徳三・四年(765–766)西州高昌県百姓周思温状(橘瑞超将来文書 No. 10)[内藤 1963, 310–312; 周藤1965, 543–544; 池田1979, No. 205; 陳國燦1999a, 470–471; 陳國燦2002, 453]

<sup>\*1</sup>池田 1979 の所収 No.により示す \*2小田 (編) 2003, 198 に基づき修正
\*3他 2 名と共同で負担 \*4他 2 戸と共同で負担

- (1) 1 刺柴参拾柒束 2 牒. 思温前件柴,被太典張元暉早衙捉,將供使 3 院用. 其直未蒙給付, 貧下戸内, 見科行莊, 付 交無出處. 請處分. 謹牒. 4 廣徳三年十一月 5 柴即官捉,目 6 下未有價直. 7 待三五日計會 8 羅白. 九日. ------「信」------「紙 縫] (2)刺柴参拾柒束 1 2 右件柴, 去年十一月九日, 被所由典張元暉捉, 將供 3 曹卿厨. 其直不蒙支給, 便不敢徵價直. 今 4 大例, 戸各税刺柴, 供河西軍將厨. 今請, 將前件 柴, 廻充軍將厨戸科, 公私俱濟, 謹連前判 5 命如前. 謹處分. 6 7 牒. 件 状如前, 謹牒. 廣徳四年正月 日,百姓周思温牒 8 付 所 由, 准 状 折 9 納. 信 示. 10 十七日 11 (3) 1 周思温納供使柴参拾柒束了. 四年
- この史料は 3 通の文書 ((1)~(3)) を連貼したものであり、前掲表⑭~⑰と同じく周思温に関係する. (1)は、周思温が高昌県に提出した申請書である. 彼は広徳三年 (765) 十一月九日以前に「使院」((2)の「曹卿厨」に相当する) のための刺柴 (燃料用の薪) 37 東を供出したものの、その代価がなお支給されていないところに、さらに「行荘」(戸税) が賦課され、その負担に応当するためにも刺柴の代価の支給を求めたものである. これに対し、高昌県の担当官 (「羅」) は代価支給をなお3~5 日ほど待つようにと決定を下し、その判示を申請書に明記して(第6-9行)周思温に返却した. しかし2ヶ月後の広徳四年 (766) 正月、周思温ほかの西州の各戸には「河西軍將」(22)へ供給するための刺柴が科された. そこで周思温は新たに(2)を作成し、(1)と連貼して高昌県に提出し

2 正月十八日, 典張進抄.

<sup>(22)</sup> この「河西軍將」は、唐の河西地方の軍団が、チベットの河西進出に圧されて、なお唐支配下にあったタリム盆地へ退却したものと考えられる[陳國燦 2002, 453; 陳瑋 2014, 57].

て、なお代価が給付されていない前年の刺柴 37 東の供出を、今回の刺柴供出に充当して清算することを請願した。この請願は正月十七日に担当官(「信」)により承認され、判示として(2)(第 9-10 行)に明記された。翌正月十八日、問題の刺柴 37 束を「供使柴」つまり河西軍への負担としたことを証明する領収証として(3)が交付され、これを周思温は(1)・(2)と連貼して保存した[内藤 1963、310-312: 周藤 1965、543-544: 陳國燦 1999a、470-472]。

以上,この史料IIからは、当時の西州管内の官府が必要に応じて住民から物資を買い上げる(和市)ものの、その代価は必ずしも迅速に支出されず、事後に別の物資徴発に充当・換算されるという状況がしばしば生じていたことがうかがえる。物資買い上げ(和市)の代価が支払われない状況は、実質的には、不時の物資徴発あるいは付加税・臨時税の科徴に等しい。このような状況は、ウイグル文供出命令文書の機能に関する本稿第2節・第3節の考察において想定した、公権力による徴発の負担が将来的には何らかの税役の負担に充当・換算される ——少なくとも供出負担者の側ではそれを期待していた——という状況と軌を一にするといえる。

ほぼ同時代(8世紀末)のクチャ地域においても、唐の現地政庁・鎮守軍は、安史の乱によって中央からの物資支給を失い、クチャ現地のオアシス都市民からの徴発によって自給自足体制を構築せざるを得ないという状況に置かれていた [荒川 1997, 15–16]。この点をよく示すのが、クチャに駐屯する安西軍の属下の行政・財務機関である孔目司が発行したいわゆる「孔目司文書」である。これを史料IIIとして以下に掲げる。

史料III:唐建中五年(784)安西孔目司帖・同行官趙璧抄(\*Ot. Ry. 8058 = 旅順博物館20.1609) [香川1915下, 14; 荒川1997; 荒川2009, 280; 陳國燦1999b; 陳國燦2004, 66–68; 荻原・慶2010, 35]

- (1) 1 孔目司 帖蓮花渠匠白倶滿失鷄
  - 2 配織建中伍年春裝布壹伯尺。行官段俊俊
  - 3 趙泰璧 薛崇俊 高崇辿等.
  - 4 右仰織前件布,准例放掏拓助屯及
  - 5 小小差科, 所由不須牽挽, 七月十九日, 帖,
- (2) 1 配織建中伍年春裝布匠蓮花渠白倶滿地黎
  - 2 壹伯尺了. 行官段俊俊 薛崇俊 高崇辿 趙泰璧
  - 3 等. 七月廿日, 趙璧抄.

この史料IIIは、(1)・(2)の 2 通を連貼したものである。(1)は「帖」式の官文書であり、孔目司が 4 名の「行官」を派遣して、クチャ人技術者(「匠」)である白倶満失鷄に「春装」つまりクチャ駐屯軍兵士の春衣のための布 100 尺を供出させることを命じている。この「帖」で課徴された布帛は翌日に白倶滿地黎が供出し、それに対して行官の 1 人である趙璧(趨泰壁)が交付した領収証(領

抄文書)が(2)である。この $(1)\cdot(2)$ は、供出負担の重要な証拠として、白倶満失鷄もしくは白倶満地黎、あるいは彼らが所属する村落単位で保管・連貼されたものと考えられる(23)

さてクチャの孔目司は、史料III(1)の帖式文書(第 4-5 行)において、白倶満失鷄が本来負担すべきであった「掏拓(水渠の浚渫作業)」・「助屯」・「小小差科」を、春装布の供出と引き換えに免除することを指示している。すなわち、不時の布帛徴発を命じて通常の徭役を免除させるというこの帖式文書(1)の機能は、「正税・正役代納型」のウイグル文供出命令文書と明らかに共通する。

また(2)の領収証から判明するように、(1)で命じられた布帛供出は翌日に完了しており、帖式文書による物件徴発が相当の強制力をもって迅速に実施されたことがうかがえる。一方、前節で C1-C11 文書群に基づいて検討したように、ウイグル文供出命令文書による物件供出も、相当程度に確実に見込まれるものであった(実際には、C1・C6・C7 は領収証と同様、物件供出が完了した後に作成・発給された可能性もある)と考えられる。このような、物件徴発に際しての強制力という点でも、史料III(1)の帖式文書はウイグル文供出命令文書と共通するといえる。

中央アジア(トゥルファン・クチャ・コータン)地域出土した唐代帖式文書を網羅的に検討した 荒川正晴によれば、帖式文書の主たる機能は、①人の呼び出し、②物品滞納の督促もしくは人身・物品の徴発、の二点に収斂し、かつそれらの案件には緊急性の高いものが多いという[荒川 2009、274]。この点に鑑みれば、史料III(1)を含む唐代の帖式文書がウイグル文供出命令文書の濫觴となった可能性を指摘できよう。

さらに、次に掲げる「周氏一族文書」中の1通も、唐代の「帖」文書とウイグル文供出命令文書 との類似をうかがわせる。

史料IV: 唐某年判官高隠帖 (Ot. Ry. 4887) [内藤1963, 245; 小田 (編) 2003, 55-56; 荒川2009, 281-282]

1 語周温. 其馬、帖至、分付 周温に告ぐ. この帖が届いたら、馬を柳中県の知園

2 柳中知園所由康孝忠. の所由である康孝忠に引き渡せ.

3 吾借馬、張副使乘。七月 この馬は私が借り上げるが、乗用するのは張副使

4 十八日. 判官高隱帖. である. 七月十八日, 私こと判官の高隠が帖す.

<sup>(23)</sup> ともに白姓 (クチャの王姓) を有する(1)の帖式文書の宛先と(2)の領収証の受領者については、同一人物とみなす見解と、別人とみなす見解がある。同一人物説は文書の機能的分析に基づくもので、(1)を倶滿失離、(2)を倶満地黎と移録して同一人名の異転写と考えてきた [e.g., 荒川 1997,7,17]. 別人説は、クチャ人名の漢字音写例に基づいて(1)を倶滿失鷄、(2)を倶満地黎と移録しつつ、(1)に対する布帛科徴に別人の(2)が対応している背景には両名が兄弟・家族あるいは同一村落の住民であったことを想定する [e.g., 陳國燦 1999b、7-11; 陳國燦 2004, 8-11]. (1)の倶滿失鷄がクチャ語(トカラ語 B)で Kumpāntiške, また(2)の倶満地黎が\*Kumpantile と再構されること [Ching 2011,66; 荻原・慶 2010,35] も別人説に左袒する。つとに同一人物説を採っていた荒川も、最近ではクチャと同様に唐の覊縻支配下にあったコータン地域の徴発体制をも参照して、史料Ⅲが村落単位で保管されたと考えている [荒川 2009, 280]。ただし、(1)の末字をたとえば絜(=潔 \*kiet)などと読み替えて、(1)と同名の Kumpāntiške を再構する余地もあるかもしれない。

この史料IVは、判官の高隠が発出した「帖」文書である。宛先の周温は表3個~⑰および史料IIにみえる周思温と同一人物と考えられており[内藤1963,245; 小田(編)2003,55]、従って文書の年代もおおむね8世紀中葉から後半に定められる。帖の内容は、周温(=周思温)に対して馬匹の供出を命じるものである。第3行の「吾借馬、張副使乘」は「張副使が乗用するための馬を、私(=判官の高隠)が借り上げる」ことを述べていると解釈する<sup>(24)</sup>。所由(担当官吏)の康孝忠は馬の利用者ではなく、馬匹の借り上げのために周思温のもとに派遣されたのであろう。

さて、周氏一族文書に属する領収証(領抄文書)では、多くの場合、納付された税目が明記される。表3①~⑰に掲げたように、安史の乱以後の領収証にみえる税目としては「第一限税銭」・「賒放」・「預放」・「細緤直銭」・「科戸緤価銭」がみえ、さらに安史の乱に先立つ開元~天宝年間の領収証には「戸税莿柴(税莿柴)」・「第二限税銭(=後限税銭)」・「大課銭(=大税銭)」・「草夫価銭」・「粮」・「麩価銭」・「和市緤布」・「番課緤布」などが確認される [周藤 1965,529–559; 陳國燦 1999,469–473]。これに対し、史料IVの「帖」文書は特定の税役名称に言及せず、馬匹の一時的供出の目的としては単に「張副使」の乗用に供することを記すにとどまる。周思温は、税目を明記しないこの「帖」文書を、各種の税役に関わる領収証と同様に保管した。その理由は、この一時的な馬匹供出が事後に何らかの正税・正役の負担に充当・換算されることを期待していたためと推測できる。この推測が正しければ、史料IVの馬匹供出を命じる「帖」文書も、まさにウイグル文供出命令文書と同様の機能を有していたことになる。

ところで、この史料IVの「帖」の書式は、一般的な唐代の帖式文書とは相当に異なる点が指摘されている。史料III(1)の孔目司帖をはじめ、唐の官文書としての帖式文書は、下記のような一般的な書式を有する[赤木 2008, 77; 荒川 2009, 273]。

発出主体 帖 宛先

② 事書

③ 右…… (本文) …… 日付 発信者 帖

※③日付は年を記さず、月日のみ. ※③発信者の次行に発信責任者名を

併記する場合もある

これに対して、史料IVの「帖」では、冒頭に発出主体となる官府名が明記されず、帖式ならば「帖周温」と記すべきところを「語周温」とし、事書を記さず、本文の書き出しに「右」も用いない点で、相当に特異な記載内容をもつ [cf. 荒川 2009, 281–282]. しかし、月日のみの日付や、末尾の「判官高隱帖」は帖式に準拠している。第1行の「其馬」が事書に相当し、すぐに本文が後続しているとみなせば、この史料IVの「帖」は通常の帖式を相当に簡略化したものとも考えられる。

このような簡略化された「帖」が作成された背景として、おそらくは唐のトゥルファン支配の混乱・弱体化に伴い、前述の「周氏一族文書」にみられた「賒放」・「預放」といった各種の税・役の区別も明確には意識されないようになり、もっぱら物質的な徴発の実態のみが存続したという状

<sup>(&</sup>lt;sup>24)</sup> 内藤 1963,245 は「吾は馬を張副使に借りて乗らん」と和訳し、荒川 2009,282 もこれをおおむね踏襲するが、本文書全体の文脈に鑑みて修正する.

況を想定できるかもしれない $^{(25)}$ . この想定が正しければ、この史料IVの「帖」は、その他の周思温関係文書よりもやや後の時代 $^{(26)}$ 、唐のトゥルファン支配が崩壊・終焉する 8 世紀末葉 $\sim$ 9 世紀初頭に属するものと考えてよいだろう.

この8世紀末葉~9世紀初頭,天山南北・タリム盆地北半の一帯は漠北ウイグル帝国の勢力圏に組み込まれる。まず建中二年(781)、中央アジアで孤立していた安西(クチャ)・北庭(ベシュバリク Beš-Balīq)の鎮守軍は、漠北ウイグル帝国を経由して唐朝廷と連絡することに成功する。その見返りに、安西・北庭はウイグルの間接支配下に置かれ、特に北庭はウイグルによる苛酷な物資徴求を被ることとなった(『旧唐書』廻紇伝、『新唐書』回鶻伝などを参照)。その後、チベットとの北庭争奪戦(789-792)に勝利したウイグルは、9世紀初頭までには天山南北・タリム盆地北半における覇権を確立する [森安 1979=森安 2015, 230-239]。このような歴史的推移に鑑みれば、遊牧ウイグルは建中二年(781)から8世紀末葉にかけて、唐の中央アジア支配機構が施行していた種々の制度やそれを支える文書行政と接触するようになったと考えられる。事実、8世紀末葉以降のウイグル支配時代の初期には、トゥルファン地域ではなお漢語の文書行政が実施されていたことが、大谷探検隊将来の「回鶻天可敦下西州洿林界園子種田簿」(Ot. Ry. 8078)[池田 1979, No. 272] やドイツ隊将来の「相保名籍」(Ch. 1028)などの漢文文書から指摘されている [cf. 陳國燦2002, 341; 王丁 2007, 56-57; 松井 2017, 297-298]。

ただし、トゥルファン地域におけるウイグル語文書による行政システムの確立は、支配下の漢人住民およびインド・イラン系住民のテュルク語化・ウイグル語化を前提とする。このような言語文化の変容は、やはり、ウイグル遊牧民が西遷して西ウイグル王国を成立させ、トゥルファンその他のオアシス諸都市をより直接的に支配するようになった9世紀後半から10世紀頃に生じたものであろう。すなわち、唐代の税役・徴発制度や文書行政システム、さらには各種の税役関連術語がウイグルに継承され定着するまでには、半世紀以上の時間を要したと考えられる。

前述の通り、ウイグル文供出命令文書には、史料III(I)・史料IVなど唐代の「帖」文書との共通点が多く見出された。ただし両者の書式を比較すると、唐代の帖式では発信主体(官府)が冒頭に、また日付・発信者が末尾に記されるのに対して、ウイグル文供出命令文書では冒頭に年月日が記され、また一般には発行者名が記されない<sup>(27)</sup>。そもそも、発行者(発信者・発信責任者)を記さない公文書・官文書は、唐制には見出されない [cf. 赤木 2008, 77]。このような書式上の相異点に鑑みれば、唐代帖式文書が直接にウイグル文供出命令文書の祖型となったとは考え難い。ウイグル文契約文書が唐宋時代の漢文契の書式をほぼ完全に引き写していること [護 1960] と比較すれ

<sup>(25)</sup> 地域は異なるが、8 世紀後半以降のクチャさらにはコータン地域では、唐の中央アジア駐留軍の孤立化とともに、帖式文書による物資徴発が活発化したことも参照に値する [荒川 2009, 275].

<sup>(26)</sup> 周思温の言及される文書は、判明する限りでは天宝年間 (742-756) から広徳四年 (766) に属する [池田 1979, Nos. 192(10), 195(1), 198, 201, 202(1), 204, 205, 206; 本稿表 3 および史料 II も参照]。

<sup>(27)</sup> ウイグル文供出命令文書と共通する機能をもつ領収証(前掲 C2・C5・C8・C10 参照)では発出者名が記されるものの、ウイグル文供出命令文書では原則的に発信者名は記されない。本稿前掲の C3 が発信者 (tsangčī-lar「収税吏たち」)を明記するのが唯一の例外である。

ば、唐代の「帖」文書とウイグル文供出命令文書との懸隔は相当に大きい。

その一方で、本節冒頭に指摘したような、唐制に由来するウイグル語の税役制度関連術語は、漢語の税役制度関係行政との遊牧ウイグルの直接的な接触を示唆する。また、トゥルファン出土の漢語・ウイグル語合璧土地売買契約文書(U 5797+Ch/U 6124)[Moriyasu/Zieme 1999, MS III]は、大字の漢文の傍訳として小字のウイグル文を記すので、ウイグル支配下でウイグル語が浸透しつつも住民の間ではなお漢語が優勢であった時期、つまり西ウイグル支配時代初期に属することは明らかである<sup>(28)</sup>。その漢文には断片的ながら「[・・・・] 地及論課□ [・・・・・]」という文言がみえる [Moriyasu/Zieme 1999, 89−91]。この「論課(課を論じる)」とは、売買物件の土地に課される税役の査定に関わる文言と考えられる<sup>(29)</sup>。遺憾ながら「論課」に対応するウイグル文は現存しないものの、この断片は、ウイグル人が同時代の漢語で用いられる税役術語に確かに接触していたことを明証する

以上の諸論点を整理しよう。「帖」文書をはじめ、物資徴発に関係する唐代トゥルファン~中央アジア出土の漢文公文書・官文書には、ウイグル文供出命令文書の直接の淵源を見出すことは難しい。ただし、これらの行政文書により運用されていた種々の徴発システムや文書行政上の慣行は、供出命令文書の機能的分析から想定される西ウイグル時代・モンゴル時代の状況とも多く符合する。トゥルファン地域の支配者が唐からウイグルへと交替していく8世紀後半から9世紀後半にかけて、現実的にトゥルファン地域での税役・公権力による徴発を機能させていたシステムこそが、ウイグル文供出命令文書を生成する土壌となったと考えることができる。

#### 5. 結論と展望

本稿の論点を総括する

ウイグル文供出命令文書は、書体および印鑑の形状・捺印様式によっていくつかの文書群に分類でき、それらは 10-12 世紀の西ウイグル時代から 14 世紀中葉~後半のチャガタイ=ウルス支配時代に至るまで、相対的な編年を与えることが可能である。一方で、その書式は全体としてはほぼ共通しており、文末の命令文言に着目して「物件供出単独型」・「正税・正役代納型」に二分できる。以上は、筆者の旧稿に基づく知見を再確認したものである。

ただし、「正税・正役代納型」命令文言を備えながらも領収証類との書式上の共通性がみられる もの、あるいは領収証と連貼して保管されている「物件供出単独型」供出命令文書も見出される。 これらのやや例外的な書式および保存形態からは、供出命令文書が、物件供出の負担を証明する 領収証としての機能をも有したことを示す。同時に、「正税・正役代納型」供出命令文書はもとよ り、正税・正役への代納を明言しない「物件供出単独型」供出命令文書についても、その供出負担

<sup>&</sup>lt;sup>(28)</sup> Moriyasu/Zieme 1999, 97 は,具体的に「10 世紀頃」とする.

<sup>(29)</sup> ただし別解として、土地売買(所有権の移転)に伴い、土地にかかる税役の滞納額を売主(前地主)・買主(新地主)のどちらが負担するのかという点を説明している可能性もある。ウイグル文土地売買契 SUK Sa06 末尾(第 20–21 行)の bo yer-ning nägü ymä irti berti yoq「この土地のイルト=ビルト税は何も(残って)ない」という文言も参照できる。

は事後的・将来的に何らかの形で正税・正役に充当・換算されることが前提とされており、それゆに供出負担者はこれらの文書を保管したと考えられる。すなわち、書式の共通性に鑑みれば、すべてのウイグル文供出命令文書が、物件供出の負担(およびその正税・正役への充当・換算)の証憑となりえたこととなる。

このような、種々の課税・課役や物資徴発を機能させかつ住民の負担をも平準化するための文書行政システムは、時代的に先行する唐代トゥルファンの諸制度にも確認される。すなわち、唐支配最末期(8世紀後半~末葉)の自給自足的な徴発体制が、西ウイグル時代以降にウイグル文供出命令文書が生成される土壌となったと考えられる。筆者は一連の拙稿で、トゥルファン地域の税役制度とその関連術語さらには住民編成といった諸問題について、唐代から西ウイグル時代~モンゴル時代にまで通時的な連続面を剔出してきたが、本稿の検討もそれを補強する。ただし、その一方で、書式そのものの検討からは、唐代の公文書・官文書にはウイグル文供出命令文書の直接の起源を見出しがたいことも確認される。

唐の中央アジア支配が終焉する 8 世紀末葉から、ウイグルの西遷をはさみ、ウイグル文書文化が確立したとみられる 9 世紀後半~10 世紀に至るまでの間、唐制由来の漢語の文書行政と新支配者たる遊牧ウイグルとが如何に接触したのかを具体的に跡づけることは、資料の僅少性からなお困難である。この点は、新資料の発掘将来に期待したい。

また、ウイグル文供出命令文書あるいは本稿史料 I の分析からは、ウイグル社会において各種の税役および物資徴発の負担が、多様な形態で「充当・換算」され得る状況をうかがうことができた。この点は、ウイグル語世俗文書の社会経済史的分析を深化させる契機とできよう。例えば帳簿様のウイグル語文書には、本稿第3節で言及したもの以外にも、正税・正役またはウイグル文供出命令文書による物件供出と密接に関連するものが見出される。これらの帳簿資料から、種々の物件供出の命令、その負担の程度の確認・把握、さらには行政系統あるいは住民組織内での負担の平準化・均等化のプロセスなどを、より具体的に復元できる可能性もあるだろう。すでに校訂研究が進展しているウイグル文契約文書についても、物件売買・消費貸借・典質に至る要因として、各種の税役・公課をはじめとするウイグル住民の経済的負担をも考慮することにより、供出命令文書その他の世俗文書と関連づけて分析することも必要である[cf. 松井2010,40-45]。

いずれにせよ,トゥルファン=ウイグル社会経済史の解明には,これまで検討の遅れてきた公文 書類をも本格的に取り込む必要がある。本稿での検討結果をふまえ,かつ未だ機能・性格が不分明 な各種断片をも包括的に利用して,再構成を進めることを今後の課題としたい。

## 略号・参考文献(ABC 順)

赤木崇敏 2008:「唐代前半期の地方文書行政」『史学雑誌』117-11, 75-102.

荒川正晴 1994: (書評)「山田信夫著,小田壽典・P. ツィーメ・梅村坦・森安孝夫編『ウイグル文契約文書集成』 Ⅰ・Ⅲ・Ⅲ」『史学雑誌』103-8, 109-119.

荒川正晴 1997:「クチャ出土『孔目司文書』攷」『古代文化』49-3, 1-18, +1 pl.

荒川正晴 2009:「唐代中央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって」土肥義和(編)『敦煌・吐魯番出土漢文 文書の新研究』東洋文庫, 271-291.

陳國燦 1999a:「從吐魯番出土文書看唐前期戸稅」『敦煌吐魯番研究』 4,465-476.

陳國燦 1999b:「關于『唐建中五年(784)安西大都護府孔目司帖』釋讀中的幾箇問題」『敦煌學輯刊』1999-2,6-13.

陳國燦 2002: 『吐魯番出土唐代文獻編年』新文豐出版公司.

陳國燦 2004: 『斯坦因所獲吐魯番文書研究』台灣古籍出版.

陳瑋 2014:「唐孫杲墓志所見安史之亂後西域・回鶻史事」『西域研究』2014-4、56-62.

Ching Chao-jung 慶昭蓉 2011: Silk in Ancient Kucha: On the Toch. B Word *kaum\** Found in the Documents of the Tang Period. *Tocharian and Indo-European Studies* 12, 63–81.

多魯坤=闞白爾・梅村坦・森安孝夫 1990:「ウイグル文仏教尊像受領命令文書研究」『アジア・アフリカ言語文 化研究』40,13-34.

本田實信 1961a: 「ガザン=カンの税制改革」『北海道大学文学部紀要』10.

本田實信 1961b:「タムガ (ΤΑΜΓΑ) 税に就いて」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社.

本田實信 1969:「イスラムとモンゴル」『岩波講座世界歴史8:西アジア世界』岩波書店.

本田實信 1991: 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会。

池田温 1979: 『中国古代籍帳研究: 概観・録文』東京大学出版会.

香川默識 1915: 『西域考古図譜』上・下、大日本国学社、

Литвинский, Болис Анатольевич (ed.) 1992: *Восточный Туркестан в древности и раннем средневековье: этнос, языки, религии.* Москва.

松井太 1997:「カラホト出土蒙漢合璧税糧納入簿断簡『待兼山論叢』史学篇 31,25-49.

松井太 1998a:「モンゴル時代ウイグリスタン税役制度とその淵源」『東洋学報』79-4,026-055.

松井太 1998b:「ウイグル文クトルグ印文書」SIAL 13, 1-62, +pls. I-XV.

松井太 2002:「モンゴル時代ウイグリスタンの税役制度と徴税システム」松田孝一(編)『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』科研費報告書 (No. 12410096),87-127.

松井太 2003:「ヤリン文書: 14 世紀初頭のウイグル文供出命令文書 6 件」『人文社会論叢』人文科学篇 10, 51–72.

松井太 2004c:「モンゴル時代のウイグル農民と仏教教団」『東洋史研究』63-1, 1-32(横組)

Matsui Dai 2005: Taxation Systems as Seen in the Uigur and Mongol Documents from Turfan: An Overview. *Transactions of the International Conference of Eastern Studies* 50, 67–82.

Matsui Dai 2009: Bezeklik Uigur Administrative Orders Revisited. 張定京・阿不都熱西提=亞庫甫(編)『突厥語文學研究:耿世民教授八十華誕紀念文集』中央民族大學出版社, 339–350.

Matsui Dai 2009b: Recent Situation and Research Trends of Old Uigur Studies. Asian Research Trends, n.s. 4, 37-59.

松井太 2010:「西ウイグル時代のウイグル文供出命令文書をめぐって」『人文社会論叢』人文科学篇 24, 25-53.

Matsui Dai 2014: Dating of the Old Uigur Administrative Orders from Turfan. In: M. Özkan/E. Doğan (eds.), VIII.
Milletlerarası Türkoloji Kongresi (30 Eylül – 04 Ekim 2013 - İstanbul) Bildiri Kitabı, Vol. IV, İstanbul, 611–633.

松井太 2015a:「古ウイグル語行政命令文書に「みえない」ヤルリグ」『人文社会論叢』人文科学篇 33,55-81.

Matsui Dai 2015b: Old Uigur Toponyms of the Turfan Oases. In: E. Ragagnin/J. Wilkens/G. Şilfeler (eds.), *Kutadgu Nom Bitig: Festschrift für Jens Peter Laut zum 60. Geburtstag*, Wiesbaden, 275–304.

松井太 2017:「トゥルファン=ウイグル人社会の連保組織」土肥義和・氣賀澤保規(編)『敦煌・吐魯番文書の世界とその時代』汲古書院、287-310.

Matsui Dai (forthcoming): Old Uighur Sources. In: M. Biran/Kim Ho-dong (eds.), *The Cambridge History of the Mongol Empire*, Vol. II: *Sources on the Mongol Empire*, Cambridge (UK).

護雅夫 1961:「ウイグル文消費貸借文書」西域文化研究会(編)『中央アジア古代語文献』(西域文化研究 4)法 蔵館, 223-254.

森安孝夫 1979:「増補:ウィグルと吐蕃の北庭争奪戦及びその後の西域情勢について」流沙海西奨学会(編) 『アジア文化史論叢』第3巻,山川出版社。

森安孝夫2015:『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大学出版会.

Moriyasu Takao / Zieme, Peter 1999; From Chinese to Uighur Documents. SIAL 14, 73-102, +7 pls.

内藤乾吉 1963:「西域発見唐代官文書の研究」『中国法制史考証』有斐閣, 223-345.

小田義久(編)2003:『大谷文書集成』参、法蔵館、

荻原裕敏・慶昭蓉 2010:「大谷探検隊将来トカラ語資料をめぐって(1)」『佛教文化研究所紀要』50, 25-49.

Raschmann, Simone-Christiane 1995: Baumwolle im türkischen Zetnralasien. Wiesbaden.

Raschmann, Simone-Christiane 2008: Baumwoll-Nachlese: Vier alttürkische *böz*-Dokumente aus dem Arat-Nachlaß (Istanbul). SIAL 23, 121–150.

SIAL = 『内陸アジア言語の研究 (Studies on the Inner Asian Languages)』

周藤吉之 1965: 「唐代中期における戸税の研究」『唐宋社会経済史研究』東京大学出版会, 521-559.

SUK = 山田信夫『ウイグル文契約文書集成』全3巻, 小田壽典ほか(編), 大阪大学出版会, 1993.

Тугушева, Лилия Юсуфджанова 2013: Уйгурские деловые документы X-XIV вв. из Восточного Туркестана. Москва.

梅村坦 1977a:「違約罰納官文言のあるウィグル文書」『東洋学報』58-3/4,01-040.

梅村坦 1977b:「13 世紀ウィグリスタンの公権力」『東洋学報』59-1/2,01-031.

梅村坦 1981:「吐魯番県展覧館展示回鶻文公文書」『中嶋敏先生古稀記念論集』下巻, 汲古書院, 45-66.

USp = Wilhelm Radloff, Uigurische Sprachdenkmäler. Ed. by S. E. Malov. Leningrad, 1928.

Vér Márton 2017: Religious Communities and the Postal System of the Mongol Empire. In: É. Csáki/M. Ivanics/Zs. Olach (eds.), *Role of Religions in the Turkic Culture*, Budapest, 291–306.

VOHD 13,21 = Simone-Christiane Raschmann, Alttürkische Handschriften, Teil 13: Dokumente, Teil 1 (Verzeichnis der orientalischen Handschriften in Deutschland, XIII, 28) Stuttgart, 2007.

VOHD 13,28 = Simone-Christiane Raschmann/Osman Fikri Sertkaya, Alttürkische Handschriften, Teil 20: Alttürkische Texte aus der Berliner Turfansammlung im Nachlass Reşid Rahmeti Arat (Verzeichnis der orientalischen Handschriften in Deutschland, XIII, 28) Stuttgart, 2016.

王丁 2007:「柏林吐魯番特藏中的一件出自交河的漢文摩尼教文書」高田時雄(編)『唐代宗教文化與制度』京都 大學人文科學研究所,41-66.

王永興 1994:『敦煌經濟文書導論』新文豐出版公司.

山田信夫 1975:「ウイグル文書:資料と研究」『中央ユーラシア文化研究の認題と方法』アルタイ学研究連絡組織(大阪大学), 30–39.

山田信夫・小田壽典・梅村坦・森安孝夫 1988:「ウイグル文契約文書の綜合的研究」『内陸アジア史研究』4,1–36.

【付記】本稿は JSPS 科研費 JP17H02401, JP16K13286 による研究成果の一部である.